

千葉県消費生活センター施設の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消費生活センター（以下「センター」という。）の消費者活動コーナー、研修講義室、実験実習室、プレイルーム、授乳室（以下「施設」という。）を使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる日)

第2条 施設を使用できる日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、センター所長（以下「所長」という。）が必要があると認めた場合は、この限りではない。

(使用時間)

第3条 施設を使用できる時間（以下「使用時間」という。）は、施設を使用できる日の9時から17時までとする。ただし、所長が必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 使用時間には、使用の準備に要する時間及び使用終了後の後片付け等、原状回復に必要な時間を含むものとする。

(使用する者の範囲)

第4条 施設を使用することができる者は、ちばし消費者応援団団体会員及びちばし消費者応援団個人会員（以下それぞれ「団体会員」及び「個人会員」という。）並びに所長が必要と認めたものとする。

(使用目的)

第5条 施設の使用目的は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 団体会員又は個人会員が実施する消費者市民社会の形成に参画するための活動及びその発展に寄与する活動
- (2) 国、県、市その他公共団体が行う消費生活又は計量に関する研修又は会議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設本来の設置意義を失わない範囲内で所長が必要と認めたもの

(使用の予約)

第6条 施設を予約する者は、原則として使用日の6か月前から1週間前までに千葉県消費生活センター施設予約票（様式第1号）（以下「予約票」という。）を所長に提出するものとする。

2 個人会員の所属する団体が施設を利用する場合は、施設の予約は個人会員が行うものとする。

(使用の不許可)

第7条 所長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めない。

- (1) センターの主催事業がある場合又は他の者の予約が既にある場合
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合
- (3) 所長が施設の使用を不相当と認めた場合

(遵守事項)

第8条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用のための準備は使用者が行い、使用後は現状に復すること。
- (2) 施設、備品、器具及び機材等の使用は、センター職員の指示に従うこと。
- (3) その他、センター職員の指示に従うこと。

(使用の停止)

第9条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を停止する。

- (1) 虚偽の申し立てにより使用予約をした場合
- (2) 前条各号に違反した場合
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (4) センターの業務上又は施設の管理上やむを得ない事由が生じた場合

(損傷等の届出)

第10条 使用者は、施設、備品、器具及び機材等を損傷又は滅失した場合は、直ちにその旨及び理由をセンター職員に申し出て、必要な指示を受けるものとする。

(損害等の賠償)

第11条 使用者は、施設、備品、器具及び機材等を損傷又は滅失した場合は、その損害を賠償するものとする。損傷又は滅失した製品と同一製品で原状回復できない場合は、所長が指定する同等品にて弁償する。ただし、不可抗力による場合その他所長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、施設の使用に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月18日から施行する。
- 2 千葉県消費生活センター施設の使用に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。